

2021年1月12日 全12頁

2021年以降の制度改正予定（バーゼル規制編）

最終化されたバーゼルⅢの国内実施に関する規制方針案

金融調査部 主任研究員 金本悠希

[要約]

- 2021年以降も様々な制度改正が予定されている。本稿では、そのうちバーゼル規制（銀行等の健全性規制）に関連する主な動きをまとめた。
- 2023年3月31日に、バーゼルⅢの最終化に関する国際合意が施行予定である。2020年12月24日に、金融庁が国際合意の国内実施に関する規制方針案を公表し、国内基準金融機関に対して、一部、国際合意と異なる取扱いがなされる点等が明らかにされた。
- 2021年9月30日又は2022年3月31日には、国際基準金融機関に対して安定調達比率規制が導入予定である（適用時期は2021年1月5日時点で未定）。

1. 2021年以降の制度改正

バーゼル規制（銀行等の健全性規制）に関する2021年以降の主な見直しは以下の通りである。

図表1 バーゼル規制に関する主な見直し

時期	内容
2021年3月31日	◆野村ホールディングス（野村HD）に対するTLAC規制（※1）の導入
2021年9月30日又は 2022年3月31日（※2）	◆国際基準金融機関に対する安定調達比率規制の導入<本稿3.参照>
2022年3月31日	◆3メガバンクに対するTLAC規制の水準引き上げ
2023年3月31日	◆バーゼルⅢの最終化に関する国際合意の施行<本稿2.参照> ○自己資本比率規制関連 ・信用リスク・アセット、マーケット・リスク相当額、オペレーショナル・リスク相当額の算出方法の見直し ・「資本フロア」（内部格付手法等を利用する場合の自己資本比率の分母に対する下限）の導入（※3） ○レバレッジ比率規制関連 ・G-SIBs（グローバルなシステム上重要な銀行）に対するバッファ一の導入
2024年3月31日	◆野村HDに対するTLAC規制の水準引き上げ

（※1）G-SIBs等（我が国では、3メガバンクと野村HD）に対して、資本・負債で構成されるTLAC（Total Loss-Absorbing Capacity。総損失吸収力）を一定水準備えることを求める規制。

（※2）2021年1月5日時点で未定。

（※3）2022年（50%）から2027年（72.5%）まで5年間かけて段階的に水準を引き上げ。

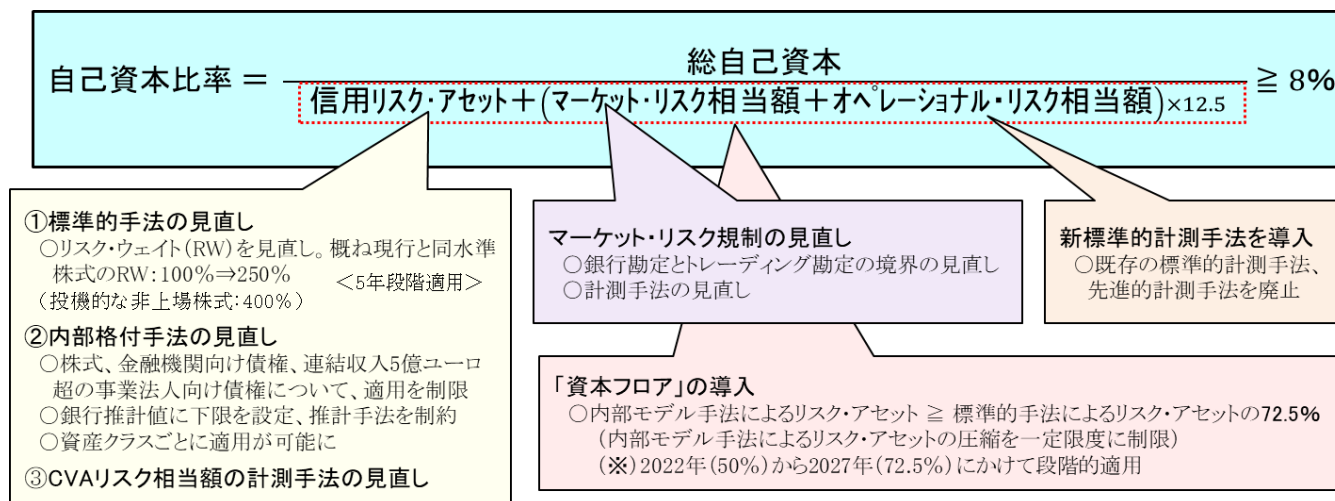
（出所）大和総研金融調査部制度調査課作成

2. バーゼルⅢの最終合意の施行（2023年3月31日）

（1）全体像

2017年12月に達成された、バーゼルⅢの最終化に関する国際合意は、2023年1月1日（我が国では2023年3月31日¹⁾）から適用予定である。国際合意の全体像は図表2の通りである。

図表2 バーゼルⅢの最終合意の全体像（※1, 2）



(※1) マーケット・リスク規制の見直しはバーゼルⅢの最終化より前にいったん合意されていたが、バーゼルⅢの最終化の際に、施行時期がバーゼルⅢの最終化と同じ時期に変更された。

(※2) 上記のほか、G-SIBs へのレバレッジ比率のバッファの導入も含まれる。

(出所) バーゼル銀行監督委員会「バーゼルⅢ：金融危機後の改革の最終化」（2017年12月）を基に大和総研金融調査部制度調査課作成

国際合意は、各国の監督当局・中央銀行等（我が国は金融庁・日本銀行）が参加するバーゼル銀行監督委員会（バーゼル委）で取りまとめられるものであり、その内容が直ちに我が国の金融機関に適用されるわけではない。我が国の金融機関に対しては、我が国の銀行法等の下位法令である金融庁告示に国際合意の内容が反映されることで適用されることになる。

また、国際合意の適用対象は、海外の営業拠点を有する国際基準金融機関に限られる。海外の営業拠点を有しない国内基準金融機関に対しては、概ね国際合意と同様の内容だが、自己資本比率の分子や所要最低水準（4%）等、一部について国際合意と異なる内容である我が国独自の基準（国内基準）が適用される。

2020年12月24日に、金融庁は国際合意の我が国での実施に向けて「最終化されたバーゼルⅢの国内実施に関する規制方針案」（以下、「**規制方針案**」）と表記する）を公表した²⁾。**規制方針案**は2021年1月29日まで意見募集されており、具体的な告示の改正案は2021年6月までを目

¹⁾ 2017年12月に国際的に合意された時点では、施行時期は2022年1月1日とされていた。しかし、新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、2020年3月に施行時期が2023年1月1日（我が国では2023年3月31日）に延期された。

²⁾ [金融庁ウェブサイト](#)参照。

途に公表予定である。

以下、**規制方針案**に基づき、我が国において国際合意と異なる取扱いがなされる点を中心に解説する³（国際合意の内容については、本章末尾の関連レポートをご参照いただきたい）。なお、以下では、バーゼル委が定めた各国共通の現行の規則を「**現行規則**」と表記し、バーゼルⅢの最終化に関する国際合意に基づく改正後の規則を「**最終規則**」と表記する。我が国の現行告示は、基本的に**現行規則**を反映したものである。

（２）信用リスクの標準的手法の見直し

最終規則における信用リスクの標準的手法の見直しの概要は図表 3 の通りである⁴。

図表 3 標準的手法の見直しの概要

	現行規則	最終規則（※1）
リスク・ウェイト（RW）の見直し		
銀行向け債権	①ソブリンの外部格付、又は ②貸出先の外部格付を参照（各国裁量） RW=20～150%	①貸出先の外部格付、又は ②自己資本比率規制等の充足度を参照 RW=20～150%
事業法人向け債権	外部格付を参照 RW=20～150% （無格付の場合、100%）	外部格付を参照 RW=20%～150% （無格付の場合、中堅中小企業は 85% 、それ以外は 100%）
株式	RW=100%	RW= 250% （※2） （投機的な非上場株式： 400% ）
劣後債	RW=100%（銀行向けの場合） 外部格付を参照（法人向けの場合）	RW= 150%
リテール （中小企業、個人向け）	RW=75%	RW=75% （トランザクターは 45% （※3））
居住用不動産 関連債権	・RW=35%（LTV（注）が 100%以下の場合） ・RW=75%（LTV100%超）	LTV（注）を参照 RW=20～70%（※4）
商業用不動産 関連債権	RW=100%	債務者の RW （LTV60%以下の場合 60%が上限）（※4）
与信相当額の算出方法の見直し		
コミットメントの掛 け目（CCF）	・無条件で取消可能=0% ・その他=20%（1年以内）、50%（1年超）	・無条件で取消可能= 10% ・その他=40%

※1：中央政府・中央銀行・公共部門向け債権の取扱いは、現行規則から変更なし。

※2：5年間の経過措置有り（適用初年度のRWを100%とし、RWを30%（投機的な非上場株式：60%）ずつ引き上げ）。

※3：クレジットカード与信のうち過去12カ月間に返済遅延のない債務者向け与信、又は、過去12カ月間に引出実績のない当座貸越。

※4：不動産担保債権について、返済資金が賃貸・販売収入に依存している場合、より保守的なRWを適用。筆者注）LTV（Loan To Value）は、不動産関連債権の額を担保価値で割った比率。赤字は現行規則からの主な変更部分（筆者による）

（出所）金融庁/日本銀行『信用リスク（標準的手法）の概要』（2018年2月）

³ 規制方針案は、国際合意で各国当局の裁量とされている事項等に関する我が国での適用方法についても記載している。

⁴ 最終規則では、金融機関が発行する担保付社債である「カバードボンド」というカテゴリーが新たに追加された。カバードボンドのRWは、その格付に応じて10%～100%（無格付の場合は、発行体である金融機関に適用されるRWに応じて10%～100%）である。

(ア) 事業法人向け債権

最終規則では、事業法人向け債権（劣後債以外）については、外部格付が付されていない無格付の場合、グループの（年間）「売上高が5,000万ユーロ以下の企業（中堅中小企業）」に該当すれば、リスク・ウェイト（RW）が引き下げられる（図表4参照）。

図表4 事業法人向け債権のRW

	AAA～AA-	A+～A-	BBB+～ BBB-	BB+～ BB-	BB-未満	無格付 (中堅中小企業)	無格付 (その他)
現行規則	20%	50%	100%	100%	150%	100%	100%
最終規則	20%	50%	75%	100%	150%	85%	100%

(出所) パーゼル銀行監督委員会「パーゼルⅢ：金融危機後の改革の最終化」(2017年12月)を基に大和総研金融調査部制度調査課作成（赤字は現行規則からの変更部分）

規制方針案では、RWが引き下げられる無格付の中堅中小企業を「売上高50億円以下の企業」と定義する予定としている。さらに、システム対応に相応の時間を要すること等を踏まえ、標準的手法を採用する国内基準金融機関に対しては、（中堅中小企業向け債権のRW変更について）経過措置により十分な移行期間を設ける予定としている。

(イ) 居住用不動産関連債権

現行規則では、居住用不動産関連債権（住宅ローン・アパートローン）のRWは、不動産関連債権の額を担保価値（不動産価額に相当）で割った比率であるLTV（Loan To Value）比率によって異なる。LTV比率が100%以下の場合、即ち債権全額が担保で保全されている場合は35%のRWを適用し、LTV比率が100%超の場合、即ち債権全額が担保で保全されていない場合は75%のRWを適用する。

最終規則では、居住用不動産関連債権のRWは、返済原資が貸出金の担保物件から生じるキャッシュ・フローに著しく依存しているか、適格要件を満たすか、LTV比率がいくらかに応じて、図表5のようになる。

図表5 居住用不動産関連債権のRW

	適格要件（※）を満たす場合							適格要件を満たさない場合
	LTV比率	50%以下	50%超 60%以下	60%超 80%以下	80%超 90%以下	90%超 100%以下	100%超	
一般債権（下欄以外）の場合	RW	20%	25%	30%	40%	50%	70%	債務者のRW（リテール向け債権の場合、75%）
返済原資が貸出金の担保物件から生じるキャッシュ・フローに著しく依存している場合	LTV比率	50%以下	50%超 60%以下	60%超 80%以下	80%超 90%以下	90%超 100%以下	100%超	150%
	RW	30%	35%	45%	60%	75%	105%	

(※) ①担保不動産が完成していること、②抵当権が法的に執行可能であること、③金融機関が第一抵当権を有すること、④債務者が返済能力を有すること、⑤担保不動産の価値が適切に評価されていること、⑥債務者の返済能力や不動産の評価等についての情報が適切に文書化されていること。

(出所) パーゼル銀行監督委員会「パーゼルⅢ：金融危機後の改革の最終化」(2017年12月)を基に大和総研金融調査部制度調査課作成

規制方針案は、国際合意で定められた適格要件において金融機関が第一抵当権を有することが求められている点について、「住宅ローンに関し、住宅金融支援機構その他の公的機関が第一順位の抵当権を設定している場合であって、担保余力があり、かつ当該住宅ローンに関する抵当権が次順位であるとき」は、適格要件を満たしているものとする予定としている⁵。

加えて、**規制方針案**は、規制の簡素さを確保する観点から、**標準的手法を採用する国内基準金融機関**については、**最終規則**で認められる扱いに加えて、**現行規則**の2段階のRW（LTV比率が100%超の場合は75%のRW、LTV比率が100%以下の場合は35%のRW）も適用可能とする予定としている。さらに、「返済原資が貸出金の担保物件から生じるキャッシュ・フローに著しく依存する場合」については、LTV比率が100%超の場合は105%のRW、LTV比率が100%以下の場合は75%のRWも適用可能とする予定としている⁶。

（3）信用リスクの内部格付手法の見直し

内部格付手法とは、金融機関が貸出先等に対して付与する内部格付に応じて推計したデフォルト率（PD; Probability of Default）等を、所定の算式に代入して信用リスク・アセットの額を算出する方法である。内部格付手法には、ホールセール与信について、PD、デフォルト時損失率（LGD; Loss Given Default）、デフォルト時エクスポージャー（EAD; Exposure At Default）といったパラメータの全てを金融機関が推計する「先進的内部格付手法」と、PDのみを金融機関が推計する「基礎的内部格付手法」の2つがある。

最終規則では、株式等の一定の資産に対する内部格付手法の利用の制限⁷、PD等のパラメータの下限の設定等の見直しが行われた。

（ア）パラメータ推計手法

最終規則では、内部格付手法におけるパラメータ推計手法に関して、以下の点が明確化・見直しされた。

◇PD推計に用いるデフォルト実績データについての明確化

- デフォルト実績が多い年と少ない年を適切に反映した実績データを用いること
- PD推計値の基礎となる実績デフォルト頻度の計測に関する計算方法（長期平均PDを件数平均で算出すること）

◇EAD推計手法の見直し・明確化

- 推計に用いる実績データにおいて、デフォルト前の状態の捕捉時点をデフォルトの12カ月前とする手法（フィクスト・ホライズン法）へ一本化

⁵ 我が国の現行告示でも同様の例外が定められている。

⁶ ただし、規制方針案は、例えば個別の与信毎に恣意的に選択適用することなく、金融機関として一貫性をもって継続的に適用することを求める予定としている。

⁷ 株式は内部格付手法の利用が禁止され、金融機関向け債権及び、事業法人向け債権（連結収入が5億ユーロ超のグループに属する事業法人）は先進的内部格付手法の利用が禁止される。

規制方針案は、上記の見直しについては国際合意に従って規定する予定だが、データ整備や検証等に相応の時間を要することが想定されるため、一定の経過措置を設ける予定としている。

(イ) 内部格付手法の適用対象となる資産区分

現行規則では、内部格付手法を採用する場合、規模やリスク特性の観点から重要な資産区分に対しては「全て」内部格付手法を適用することが求められる。

最終規則では、以下の資産区分ごとに内部格付手法の適用が可能とされ、一部の資産区分のみ内部格付手法を適用することが可能になった。

①金融機関向け債権	⑤適格リボルビング型リテール向け債権
②事業法人向け債権（特定貸付債権、購入債権を除く）	⑥居住用不動産リテール向け債権
③特定貸付債権	⑦その他リテール向け債権（リテール型購入債権を除く）
④事業法人型購入債権	⑧リテール型購入債権

規制方針案は、金融機関のビジネスモデル等によっては信頼性のある信用リスク・アセットの算出を行い難い合理的な理由のある資産区分が存在し得ることを考慮し、当該資産区分を適用対象に含めない限定的な内部格付手法の採用を認める予定としている⁸。

(4) 信用評価調整（CVA; Credit Valuation Adjustment）リスク算出手法の見直し

店頭デリバティブ取引等の取引相手（カウンターパーティー）の信用力の変化による当該取引の評価額の変化を反映するため、自己資本比率の分母にはCVAリスク相当額（を12.5倍した値）が加算される。

現行規則では、CVAリスク相当額の算出手法として、内部モデルにより算出する「先進的リスク測定方式」と所定の算式にパラメータを代入して算出する「標準的リスク測定方式」がある。さらに、我が国の告示では、一定の条件を満たす国内金融機関に対しては、CVAリスク相当額を「デリバティブ取引の信用リスク・アセットの額×12%」とする簡便的リスク測定方式も認められる。

最終規則では、CVAリスク相当額の算出手法として図表6の3つの手法が認められた。3つの手法のうち簡便法は、中央清算されないデリバティブの想定元本額が1,000億ユーロ以下である金融機関に認められるが、各国当局はCVAリスクがリスク全体の相当程度（具体的水準は明らかにされていない）を占める金融機関に対しては、簡便法の適用を禁止できる。

⁸ 規制方針案はさらに、既存の内部格付手法採用金融機関においても、信頼性のある信用リスク・アセットの算出を行い難い合理的な理由のある資産区分が存在する場合は、当局の承認を得た上で、当該資産区分について内部格付手法を適用しない取扱いとする予定としている。

図表 6 CVA リスク相当額の算出手法

標準的方式	新たなマーケット・リスク規制の枠組みで導入された感応度方式を活用して、パラメータ（感応度やリスク・ウェイト等）を所定の算式に代入して算出
基礎的方式	取引相手のリスク・ウェイトやエクスポージャー額等を所定の算式に代入して算出
簡便法	カウンターパーティー信用リスクにかかる所要自己資本額と同額とみなす

（出所）バーゼル銀行監督委員会「バーゼルⅢ：金融危機後の改革の最終化」（2017年12月）を基に大和総研金融調査部制度調査課作成

規制方針案は、国際基準金融機関については簡便法の選択を認めない予定としている。

一方、**規制方針案**は、国内基準金融機関については、CVA リスク計測の対象となるデリバティブ取引の合計想定元本額が10兆円以下で、我が国の現行告示の下で簡便的リスク計測手法を採用している場合には、簡便法の採用を認めることとする予定としている。その際、簡便法による資本賦課の水準（＝CVA リスク相当額）は、我が国の現行告示における簡便的リスク測定方式と同様、「デリバティブ取引の信用リスク・アセットの額×12%」とする予定としている。

（5）マーケット・リスク規制の見直し

（ア）トレーディング勘定と銀行勘定の境界の見直し

最終規則は、マーケット・リスク相当額の算出対象となるトレーディング勘定と、信用リスク・アセットの算出対象となる銀行勘定の境界を明確化しており、銀行勘定においてクレジット又は株式のネットのショート・ポジションを生じさせる（金融）商品はトレーディング目的で保有するとみなし、マーケット・リスク相当額を算出することが求められる。

規制方針案は、この点に関して、銀行勘定において、指数等の全体のショート・ポジションがロング・ポジションに対するヘッジ取引として取り込まれている場合には、指数を構成する個別銘柄ベースでのショート・ポジションはトレーディング勘定に分類することは不要とする予定としている⁹。

規制方針案はこのほか、ヘッジ対象となるロング・ポジションが存在せず、商品単独又は複数の商品の組み合わせによりネット・ショート・ポジションを発生させる商品については、トレーディング勘定への分類を求める予定としている。

（イ）マーケット・リスク相当額の計測手法の見直し

現行規則では、マーケット・リスク相当額の計測手法として、金融機関の内部モデルにより算出する内部モデル方式と、各リスク・クラスのポジション額に所定のリスク・ウェイトをかけて算出する標準的方式が認められている。標準的方式の概要は図表7の通りである。

⁹ ただし、規制方針案は、指数等の全体のショート・ポジションがロング・ポジションに対してオーバーヘッジとなっている場合には、当該オーバーヘッジとなっているショート・ポジション部分はネット・ショート・ポジションとみなされ、トレーディング勘定への分類が求められることとする予定としている。

図表 7 現行規則の標準的方式における各リスク・クラスのマーケット・リスク相当額の算出手法

リスク・クラス (※1)		マーケット・リスク相当額の算出方法
金利 リスク	個別リスク (※2)	銘柄ごとのネット・ポジションの額×所定のリスク・ウェイト (0%~12%)
	一般市場リスク (※3)	全体のネット・ポジションの額+ポジション同士の相殺額の一定割合
株式 リスク	個別リスク (※2)	(ロング・ポジションとショート・ポジションの合計額) × 8% (※4)
	一般市場リスク (※3)	(ロング・ポジションとショート・ポジションの差額) × 8%
外国為替リスク (金を含む)		全体のネット・ポジションの額 × 8%
コモディティ・リスク (金を除く)		各種類のコモディティについての以下の額の合計額 ① ネット・ポジションの額 × 15% ② (ロング・ポジションとショート・ポジションの合計額) × 3% (※5)

(※1) オプション取引については別途算出手法が定められている。

(※2) 特定の債券、株式等の価格が、市場全体の価格変動と異なって変動することで発生し得るリスクを指す。

(※3) 市場全体の価格変動により発生し得るリスクを指す。

(※4) 分散度の高い株式等ポートフォリオからなる指数取引の場合は、ネット・ポジションの額 × 2%。

(※5) 他の算出方法も認められる。

(出所) バーゼル銀行監督委員会ウェブサイトを基に大和総研金融調査部制度調査課作成

最終規則では、標準的方式と内部モデル方式の各算出方法が見直された。さらに、簡素で小規模なトレーディング勘定を有する金融機関に対しては、**現行規則**における標準的方式による算出額に所定の掛け目をかけた額をマーケット・リスク相当額とする簡易的方式も認められた。

内部モデル方式におけるデフォルト・リスクに関する所要自己資本額

最終規則において、内部モデル方式におけるマーケット・リスク相当額は、内部モデルにより、商品の価格変動リスク相当額と、クレジット系商品及び株式のデフォルト・リスク相当額をそれぞれ算出の上、それらを合算して求められる。デフォルト・リスク相当額を算出する際、信用リスク計測に係る内部格付手法で利用している PD を使用することとされているが、PD は 0.03% が下限とされている。

規制方針案は、内部モデル方式を用いてデフォルト・リスク相当額を算出する場合、信用リスクの枠組みにおいてリスク・ウェイトが零とされているソブリン（政府）向けエクスポージャーについては、(PD の下限を適用せず) 資本賦課を求めないこととする予定としている。

簡易的方式の適用範囲

最終規則で認められた簡易的方式におけるマーケット・リスク相当額は、**現行規則**の標準的方式における各リスク・クラスのマーケット・リスク相当額¹⁰に、図表 8 の掛け目をかけた額の合計額である。

¹⁰ 各リスク・クラスのオプション取引関連のマーケット・リスク相当額を含む額。

図表 8 簡易的方式（現行規則の標準的方式によるマーケット・リスク相当額に対する掛け目）

金利リスク	株式リスク	コモディティ・リスク	外国為替リスク
1.3	3.5	1.9	1.2

（出所）バーゼル銀行監督委員会「マーケット・リスクの最低所要自己資本」（2019年1月）を基に大和総研金融調査部制度調査課作成

規制方針案は、金融機関が以下の要件をいずれも満たす場合、簡易的方式を採用可能とする予定としている¹¹。なお、下記①の「特定取引」はトレーディング目的の取引を指す。

- ①特定取引資産・負債の合計額（※1）が1,000億円未満であること
 ②外国為替の全体のネット・ポジション（※2）が1,000億円未満であること

（※1）特定取引勘定を設置していない金融機関の場合、「商品有価証券勘定及び売付商品債券勘定の合計額」。

（※2）算出方法は、我が国の現行告示における計測方法による。

（ウ）マーケット・リスク相当額の不算入特例の見直し

国際合意で明示的に認められているわけではないが、我が国の現行告示では、一定の金融機関にマーケット・リスク相当額の算出（及び自己資本比率の分母への算入）を免除する「マーケット・リスク相当額の不算入特例」が設けられている。具体的には、特定取引資産・負債の合計額¹²が1,000億円未満であり、かつ、総資産の10%未満であれば、マーケット・リスク相当額の算出が免除される。

規制方針案は、この不算入特例を見直す予定としている。具体的には、不算入特例を認める金融機関を以下の要件をいずれも満たすものとする予定としている¹³（要件を満たすかの判定は決算期毎に求められる¹⁴）。

- ①特定取引資産・負債の合計額（※）が1,000億円未満であり、かつ、総資産の10%未満であること
 ②外国為替の全体のネット・ポジションが1,000億円未満であり、かつ、「外国為替の全体のネット・ポジションを他のリスク・アセットに加えた額」に対する外国為替の全体のネット・ポジションが10%未満であること

（※）特定取引勘定を設置していない金融機関の場合、「商品有価証券勘定及び売付商品債券勘定の合計額」。

上記①は現行告示の要件と同じであり、上記②が追加されることになる。上記①はトレーディング目的の取引の資産・負債が対象になるが、上記②は外国為替の全体のネット・ポジションが対象とされ、銀行勘定の取引も対象に含まれる予定である。そのため、銀行勘定の取引（貸出や

¹¹ 規制方針案はさらに、本文①②の要件を満たさない金融機関の連結子会社について、そのマーケット・リスク相当額が金融機関全体のマーケット・リスク相当額の1%未満である場合、当該連結子会社のマーケット・リスク相当額の計測に簡易的方式を選択できることとする予定としている（金融庁長官への届出が必要）。

¹² 特定取引勘定を設置していない金融機関の場合、「商品有価証券勘定及び売付商品債券勘定の合計額」。

¹³ ただし、規制方針案は、現行告示の下でマーケット・リスク相当額を算出している金融機関に対しては、今回の見直しの実施後も不算入特例の利用は認めない予定としている。

¹⁴ 規制方針案は、金融機関は、決算期毎にポジションが小さい基準日を恣意的に選択することがないよう、一貫した方法で判定を行うことが求められるとしている。

トレーディング目的でない有価証券保有等)を含め、上記②で定める水準を超える規模の外貨建ての取引を行っている金融機関は、今回の見直しにより新たにマーケット・リスク相当額の算出が必要になる。

現在、協同組織金融機関（信用金庫、信用組合等）はマーケット・リスク相当額の算出が求められていない。**規制方針案**は、**協同組織金融機関**についても、今回の見直しに合わせて、マーケット・リスク相当額を自己資本比率の分母に追加したうえで、上記不算入特例を含めたマーケット・リスク規制の枠組みを適用する予定としている。

ファンドの外国為替リスクの扱い

前記の不算入特例の②の要件の外国為替のネット・ポジションは、前述の通り、銀行勘定の取引も算出対象に含まれる予定である。そのため、銀行勘定に属するファンド向け出資に係るエクスポージャーについても、外国為替リスクを伴う場合、外国為替のネット・ポジションを算出することとなる。

規制方針案は、以下のいずれかの方法により、外国為替のネット・ポジションを算出することを可能とする予定としている¹⁵。

- ①当該ファンドの裏付けとなる個々の資産及び取引を把握し、当該資産及び取引の外国為替リスクを評価する方法（ルック・スルー方式）
- ②当該ファンドへの出資の基準通貨に基づき外国為替リスクを評価する以下のいずれかの方法
 - (a) ファンドの投資残高自体を外国為替のネット・ポジションとみなす方法
 - (b) ファンドのマニフェスト（資産運用基準）等（※）に基づいて最も保守的となるように投資した場合の最大のポジションを、外国為替のネット・ポジションとみなす方法

（※）目論見書に定められた運用基準やファンドの外国為替リスクの取得方針が分かる情報を含む。

（6）オペレーショナル・リスク相当額の計測手法の見直し

現行規則では、オペレーショナル・リスク相当額の計測手法として、オペレーショナル・リスク相当額を粗利益の15%とする基礎的手法、8つの業務区分ごとの粗利益に所定の掛け目をかけて算出する粗利益配分手法、内部モデルによって算出する先進的計測手法が認められている。

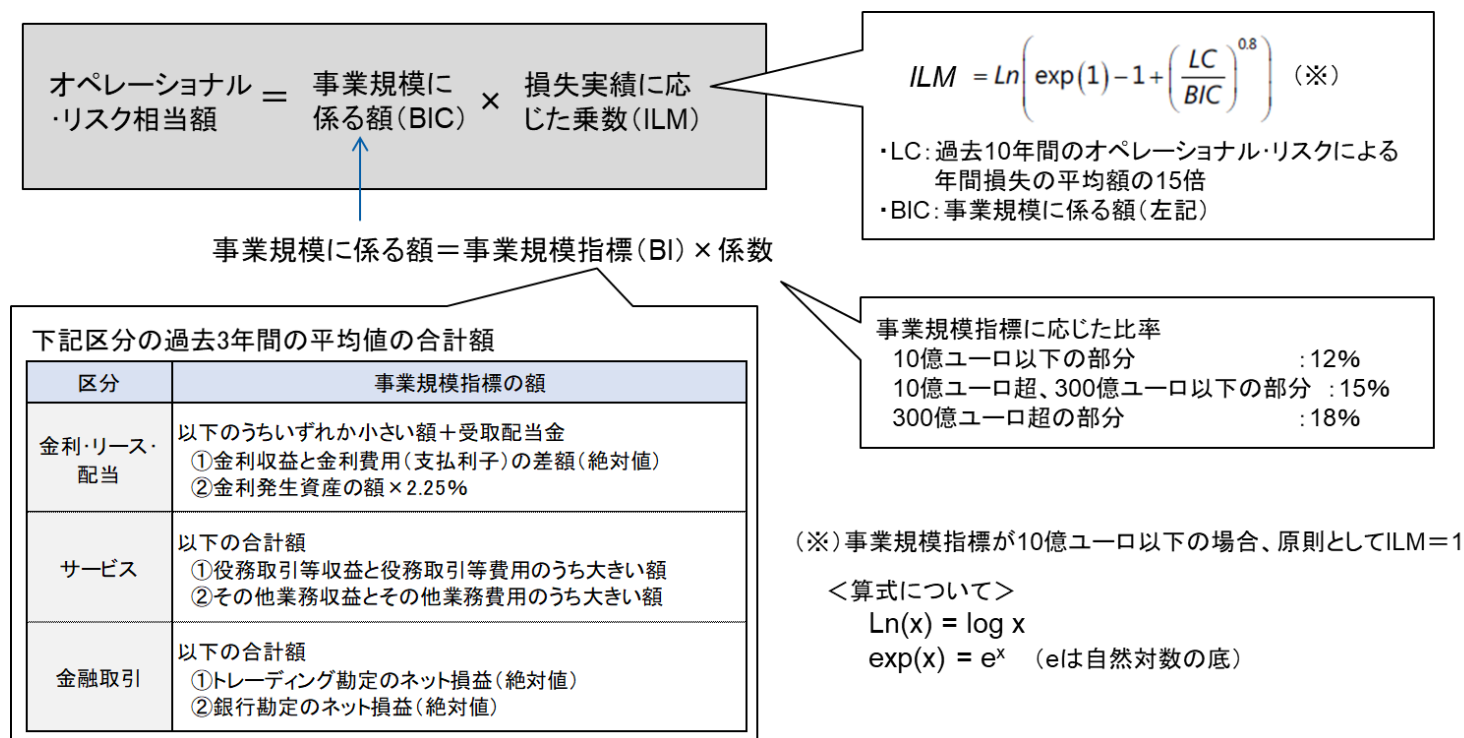
最終規則では、これらの手法が廃止され、新たな標準的計測手法に一本化される（図表9参照）。新たな標準的計測手法では、オペレーショナル・リスク相当額は、金融機関の事業規模に係る額に、過去のオペレーショナル・リスク損失実績に応じた乗数（ILM; Internal Loss Multiplier）をかけて算出される。

事業規模に係る額は、資金利益（リース含む）・配当、役務収益、金融取引の規模を反映した額である。過去の損失額が大きいほど ILM は大きくなるため、過去の損失額が大きいほどオペレーショナル・リスク相当額は大きくなる。

¹⁵ ただし、金融機関内部で設定された合理的な基準に基づき、ファンド毎に一貫性をもって適用することが求められる。

規制方針案は、国際合意に従い、国際基準金融機関及び国内基準金融機関のいずれに対しても新たな標準的計測手法を適用する予定としている。

図表 9 オペレーショナル・リスク相当額の新たな標準的計測手法



(出所) バーゼル銀行監督委員会「バーゼルⅢ：金融危機後の改革の最終化」(2017年12月)を基に大和総研金融調査部制度調査課作成

損失実績に応じた乗数 (ILM) の計算に要する内部損失データが揃わない場合の取扱い

最終規則において、ILMは図表9の通り、所定の算式に過去10年間のオペレーショナル・リスクによる年間損失の平均額(の15倍の額)を代入して算出される。オペレーショナル・リスクに関する損失データは一定の要件¹⁶を満たすことが求められており、要件を満たさない場合、当局は金融機関に対して(金融機関の規模に関わらず)ILMを1よりも大きい値とすることを求めることができるかとされている。

規制方針案は、この点に関して、図表9の事業規模指標(BI)が1,000億円以上の金融機関において十分に品質の高い内部損失データが揃わない場合は、取得可能な計数を基に、当局の承認¹⁷を得て保守的に見積もったILM(1が下限)を利用することとする予定としている¹⁸。

¹⁶ 原則として過去10年分の損失データが利用可能であること、損失データが全ての主要な業務・エクスポージャーをカバーしていること、計測に用いる損失データは2万ユーロ以上の全ての損失(ネット・ベース)であること等が求められる。

¹⁷ 規制方針案は、承認を得るためには、内部損失データを基に計算した場合よりも当該見積値が保守的な数値となる蓋然性が高いことを疎明する必要があり、承認が得られなかった場合は金融庁長官が指定した数値を用いることとする予定としている。

¹⁸ 規制方針案は、子会社や一部の事業部門のみで十分な損失データが揃わない場合は、当該子会社等のオペレーショナル・リスク相当額の算出において保守的に見積もったILMを利用し、十分な損失データが揃う法人単

3. 安定調達比率規制の導入（2021年9月30日又は2022年3月31日）

2020年12月25日、金融庁は安定調達比率規制の導入に関する告示改正案等を公表した¹⁹。安定調達比率規制とは、金融機関が売却が困難な資産（所要安定調達額。オフ・バランスシートを含む）を保有するのであれば、これに対応し、中長期的に安定的に調達（負債・資本）することを求めるものである。

安定調達比率規制は、**国際基準金融機関**に対して2021年9月30日又は2022年3月31日から適用される予定である（適用時期は2021年1月5日時点で未定）²⁰。具体的には、国際基準金融機関は、下記の算式で求められる安定調達比率が100%以上であることが求められる。

$$\text{安定調達比率} = \frac{\text{利用可能安定調達額（資本+預金・市場性調達）}}{\text{所要安定調達額（資産）}}$$

分子の利用可能安定調達額は、安定的な調達資金である一定の自己資本や負債が含まれ、調達資金の額に、調達資金の項目ごとに安定性を考慮して定められた一定の算入率をかけて算出する（安定性が高いほど算入率が高い）。

一方、分母の所要安定調達額は、処分制約のある資産や不良債権などの売却が困難な資産が含まれ、資産の額に、資産の項目ごとに売却の困難さを考慮して定められた一定の算入率をかけて算出する（売却が困難な資産ほど算入率が高い）。

国際基準金融機関は、四半期ごとに安定調達比率を開示することが求められる（年度開示及び半期開示において定性的開示事項の開示が求められる）。安定調達比率が100%を下回った場合や近い将来に100%を下回るおそれがある場合、当局によって業務改善命令が発出され得る。

（主な関連レポート）

＜バーゼルⅢの最終合意関連＞

拙稿「[『バーゼルⅢ』、ついに最終合意](#)」（2017年12月8日大和総研レポート）

拙稿「[2019年以降の制度改正予定（バーゼル規制編）](#)」（2019年1月25日大和総研レポート）

拙稿「[マーケット・リスク相当額の計測手法の見直し（上）](#)」（2019年4月10日大和総研レポート）

拙稿「[マーケット・リスク相当額の計測手法の見直し（下）](#)」（2019年4月10日大和総研レポート）

吉井一洋・金本悠希「[株式のリスク・ウェイトの見直し](#)」（2020年1月31日大和総研レポート）

拙稿「[2020年以降の制度改正予定（バーゼル規制）](#)」（2020年2月27日大和総研レポート）

拙稿「[バーゼルⅢ最終化、適用を1年延期](#)」（2020年4月2日大和総研レポート）

＜安定調達比率規制関連＞

拙稿「[安定調達比率に関する告示案の公表](#)」（2018年7月20日大和総研レポート）

（以上）

位において算出したオペレーショナル・リスク相当額と合算することとする予定としている。

¹⁹ [金融庁ウェブサイト](#)参照。

²⁰ 安定調達比率規制の適用時期は、2018年1月1日とすることが国際的に合意されていた。我が国では、金融庁が2018年6月に告示改正案を公表し、2019年3月31日に適用する予定としていたが、諸外国の実施状況を踏まえて適用が延期されていた。